

常勤・非常勤・専従・兼務についての整理

常勤…事業所が定める1週間勤務すべき時間数※1に達している。

例



非常勤…事業所が定める1週間勤務すべき時間数※1に達していない。

例



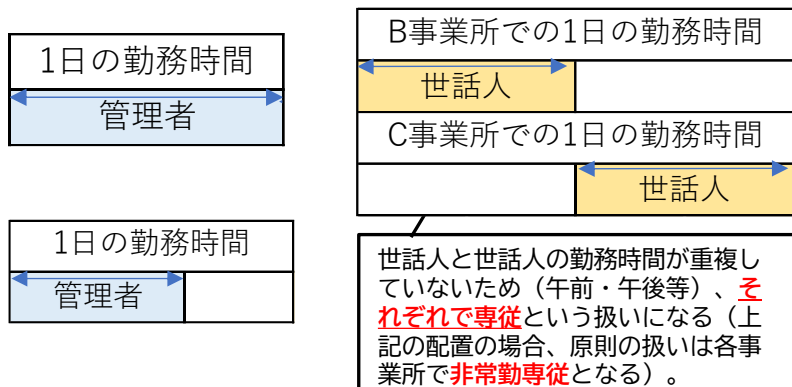
凡例

1日の勤務時間

・1つの事業所の勤務時間を表しています。

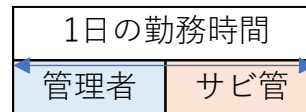
専従…①当該事業所で1つの職種のみ従事している。②複数の事業所で勤務している場合、その勤務時間において職種が重複していない。

例

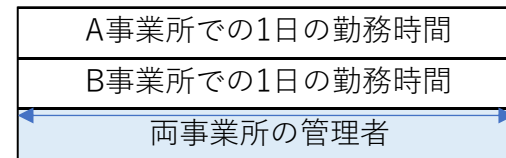
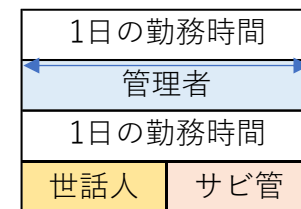
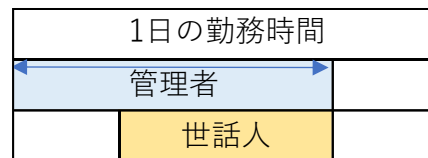


兼務…当該事業所または同一法人が経営する事業所において、①時間を分けて別の職種に従事している、②兼務が可能な職種※2と同じまたはそれ以外の職種で勤務時間が重複して従事している。

①の例



②の例



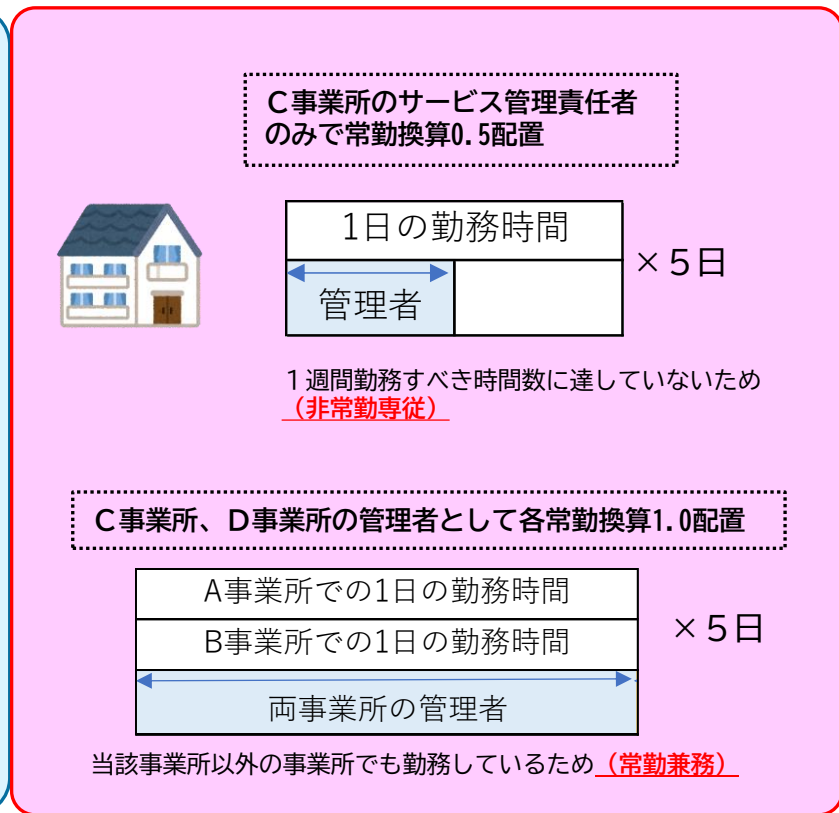
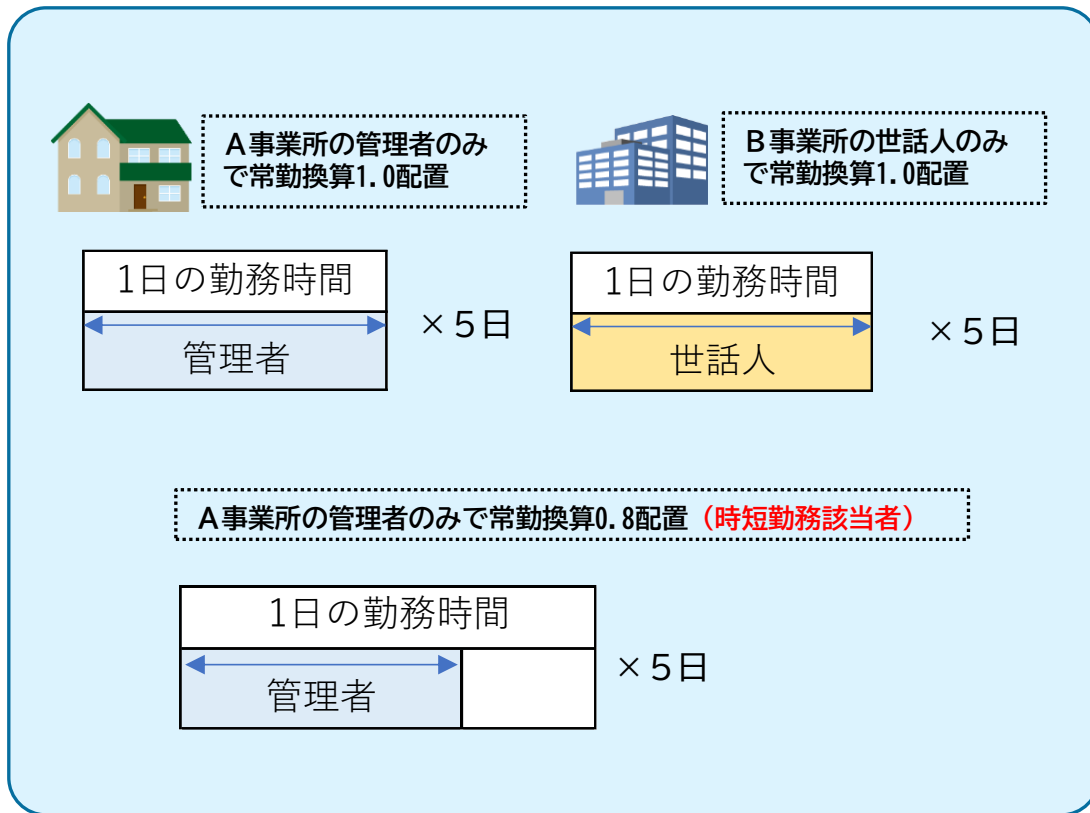
※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定められている規定のとおり。

※2 管理者、相談支援専門員（共同生活援助のみサービス管理責任者が共同生活援助の世話人・生活支援員の兼務可能）

常勤・非常勤・専従・兼務についての整理

当該事業所において、1つの職種のみに従事しており、かつ、事業所が定める1週間に勤務すべき時間数※1に達している。

常勤専従



※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定められている規定のとおり。ここでは便宜上「常勤換算1.0」と表現します。

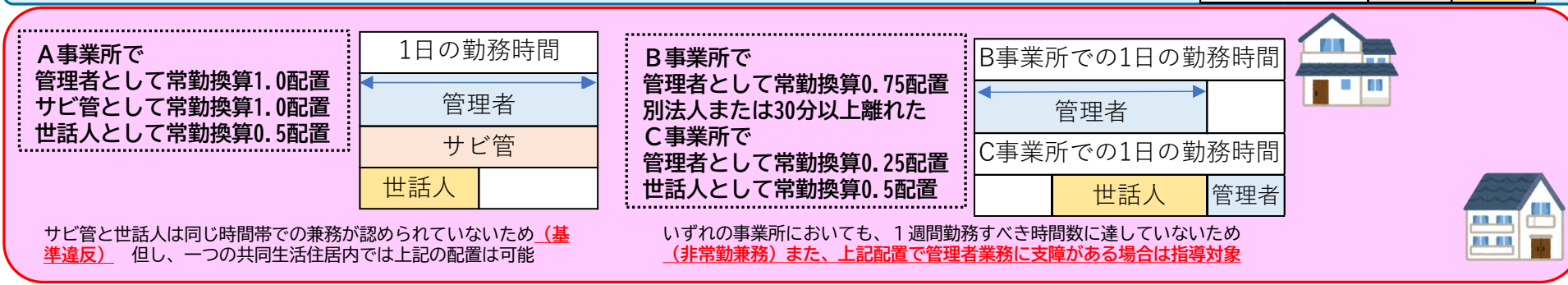
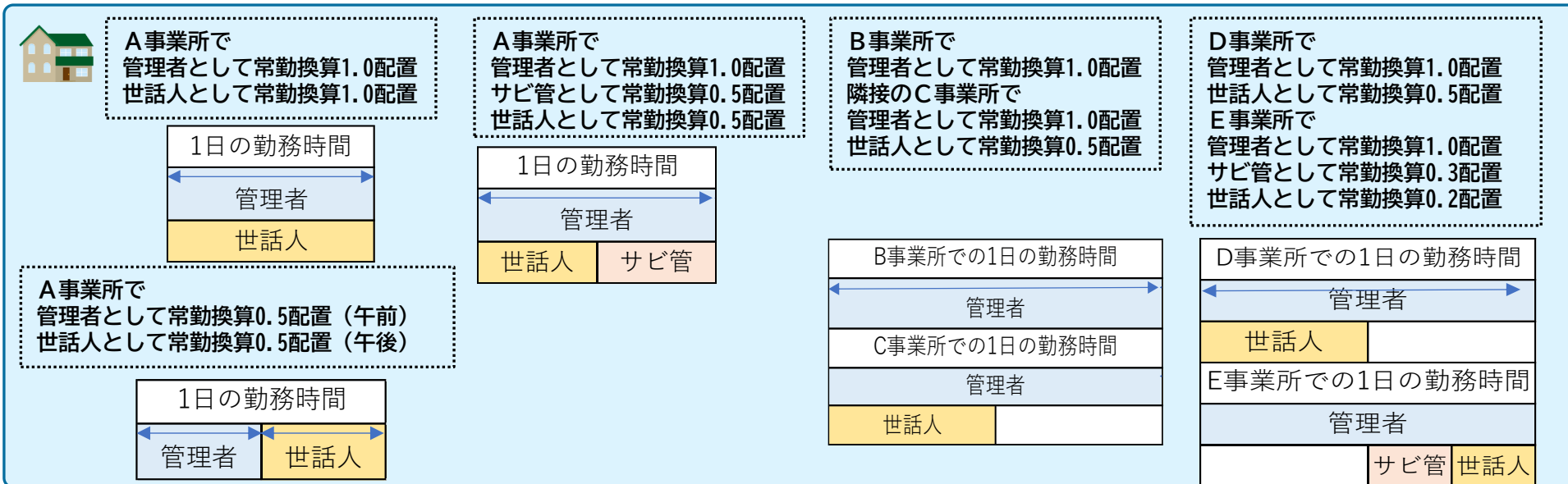
※2 管理者、相談支援専門員（共同生活援助のみサービス管理責任者が同共同生活援助の世話人・生活支援員の兼務可能）

常勤・非常勤・専従・兼務についての整理

当該事業所または同一法人が経営する隣接・同一敷地内の事業所において、1週間に勤務すべき時間数※1に達しており、次の①または②に該当するもの。

- ①複数の職種に時間の重複なく従事している。
- ②複数の職種（内、片方は兼務が可能な職種※2）に従事している。

常勤兼務



サビ管と世話人は同じ時間帯での兼務が認められていないため（基準違反） 但し、一つの共同生活住居内では上記の配置は可能

いずれの事業所においても、1週間勤務すべき時間数に達していないため（非常勤兼務）また、上記配置で管理者業務に支障がある場合は指導対象

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定められている規定のとおり。ここでは便宜上「常勤換算1.0」と表現します。

※2 管理者、相談支援専門員（共同生活援助のみサービス管理責任者が同共同生活援助の世話人・生活支援員の兼務可能）

常勤・非常勤・専従・兼務についての整理

従事している事業所において1週間に勤務すべき時間数※1を満たしておらず、次の①または②に該当するもの。

① 1つの職種のみに従事

② 同一法人が経営する事業所において、複数の事業所において従事しているが、同一の勤務時間で重複して従事していない。

非常勤専従

A事業所の管理者のみで常勤換算0.5配置



1日の勤務時間	
← 管理者 →	

B事業所で世話人として常勤換算0.5配置
C事業所で世話人として常勤換算0.3配置

B事業所での1日の勤務時間	
← 世話人 →	
C事業所での1日の勤務時間	
	← 世話人 →

D事業所で世話人として常勤換算0.7配置
E事業所で管理者として常勤換算0.3配置
⇒同一の勤務時間で従事していなければ非常勤専従
※ただし同一法人内で「福祉専門職員配置等加算」を考
える際に、D事業所においては「常勤職員」としてみな
すことが可能（合計が常勤換算1.0に達している）



D事業所での1日の勤務時間	
← 世話人 →	
E事業所での1日の勤務時間	
	← 管理者 →

A事業所で
管理者として常勤換算0.5配置（午前）
世話人として常勤換算0.5配置（午前）

1日の勤務時間	
← 管理者 →	
	← 世話人 →

兼務可能な職種で同一の勤務時間で従事しているため（非常勤兼務）

A事業所で
世話人として常勤換算0.5配置
調理員として常勤換算0.2配置

1日の勤務時間	
← 世話人 →	← 調理員 →

同一事業所内で、複数の職種に従事しているため（非常勤兼務）

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定められている規定のとおり。ここでは便宜上「常勤換算1.0」と表現します。

※2 管理者、相談支援専門員（共同生活援助のみサービス管理責任者が同共同生活援助の世話人・生活支援員の兼務可能）

常勤・非常勤・専従・兼務についての整理

従事している事業所において1週間に勤務すべき時間数※1を**満たしておらず**、次の①、②および③に該当するもの。

- ①当該事業所において時間の重複なく複数の職種に従事
- ②当該事業所において兼務が可能な職種※2とそれ以外の職種に従事
- ③同一法人が経営する事業所において兼務が可能な職種※2およびそれ以外の職種に従事

非常勤兼務

A事業所で 管理者として常勤換算0.75配置 世話人として常勤換算0.5配置 (勤務時間重複で1.0未満)	B事業所で 管理者として常勤換算0.7配置 隣接のC事業所で 管理者として常勤換算0.3配置 世話人として常勤換算0.3配置 ⇒ B事業所では非常勤 専従 C事業所では非常勤 兼務	D事業所で 管理者として常勤換算0.25配置 世話人として常勤換算0.25配置 E事業所で 管理者として常勤換算0.75配置 世話人として常勤換算0.75配置 ※ただし、同一法人の事業所で隣接する施設等、業務に支障が無ければ【常勤職員】としてみなすことが可能(合計が常勤換算1.0に達している)	A事業所で 管理者として常勤換算0.75配置 世話人として常勤換算0.5配置 (勤務時間重複で1.0を満たす)
1日の勤務時間 	B事業所での1日の勤務時間 	D事業所での1日の勤務時間 	1日の勤務時間
A事業所で 世話人として常勤換算0.5配置 調理員として常勤換算0.2配置	C事業所での1日の勤務時間 	E事業所での1日の勤務時間 	同時間での兼務が可能な職種でかつ1日の勤務時間が常勤換算で1.0を満たしている (常勤兼務)
1日の勤務時間 	1日の勤務時間 	E事業所での1日の勤務時間 	A事業所で 管理者として常勤換算0.8配置 サビ管として常勤換算0.5配置 世話人として常勤換算0.5配置 ※GHのみ上記配置可能
A事業所で 管理者として常勤換算0.8配置 サビ管として常勤換算0.5配置 世話人として常勤換算0.5配置 ※GHのみ上記配置可能	1日の勤務時間 	E事業所での1日の勤務時間 	A事業所で 管理者として常勤換算0.8配置 サビ管として常勤換算0.5配置 世話人として常勤換算0.5配置
1日の勤務時間 	1日の勤務時間 	E事業所での1日の勤務時間 	1日の勤務時間

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定められている規定のとおり。ここでは便宜上「常勤換算1.0」と表現します。

※2 管理者、相談支援専門員(共同生活援助のみサービス管理責任者が同共同生活援助の世話人・生活支援員の兼務可能)